

中国における非侵害確認訴訟の提起要件

～書面催告の必要性～

中国知的財産権訴訟判例解説（第52回）

山橋機械科技有限公司
上訴人（原審原告）

天珩機械株式有限公司
被上訴人（原審被告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国では侵害していないことの確認を求める非侵害確認訴訟を人民法院に提起することができる。非侵害確認訴訟の提起要件として司法解釈[2009]第21号第18条は以下の通り規定している。

第18条 権利者が他人に対して特許権侵害の警告を発送し、警告を受けた者または利害関係人が書面で権利者に訴権を行使するよう催告し、権利者が当該書面による催告の受領日から一ヶ月内または書面による催告の発送日から二ヶ月内に、警告の撤回も訴訟の提起も行わず、警告を受けた者または利害関係人が人民法院に対して、その行為が特許権を侵害するものではない旨を確認するよう請求する訴訟を提起した場合、人民法院はこれを受理しなければならない。

本事件では特許権者が特許権侵害訴訟を提起しその後当該訴訟を取り下げた。被告側はその後江蘇省蘇州市中級人民法院に非侵害確認訴訟を提起したが、中級人民法院は特許権者に対する書面による催告がなかったとして非侵害確認訴訟を却下した¹。江蘇省高級人民法院は被告が長期間にわたり不安定な状況におかれていることに鑑み書面による催告がなくとも非侵害確認訴訟の提起は認めるべきとして中級人民法院の裁定を取り消した²。

1 江蘇省蘇州市中級人民法院裁定（2015）蘇中知民初字第00108号

2 2016年5月18日江蘇省高級人民法院裁定（2016）蘇民終610号